

日時・場所	平成30年2月5日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会議務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長（代理：高橋次長）、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- 平成30年度予算編成は大詰めを迎え、固まりつつある。予算は政策決定であり、その形成過程においては当然、何が課題かということを確認にするが、その前提として、時間軸（歴史と展望）と空間軸（地図）を踏まえ、過去の経緯や将来展望をしっかりと背景に置いて考えなければならない。単にポイントとしての課題だけを見ていると物事を見誤るので、普段から時間軸と空間軸を頭に入れながら仕事をすること。
- 土地開発基金に関しては長年整理をしてきたが、今年度末で目処を立てる。職員が随分苦労して過去の経緯を調査してくれたが、残った案件は経緯が不明なものばかりであり、無い土地を買ったり、お金の動きが不明であったりする。そのため、いわゆる「損切り」の形で一般財源から基金に大金を戻し入れするという説明責任を果たさざるを得ない。過去を穿り出すつもりはないが、今後の戒めとし、再発防止を徹底すること。
- 昨日、自殺防止対策・生活困窮者自立支援シンポジウムを開催し、市民や専門家とともに、自殺を防ぐ健全なまちづくりに向けた議論を行った。自殺というと「人が亡くなる」ことだけに着目されるが、生きている間の問題であるので、安全で安心して生活をしてもらえれば自殺に至らない。健全なまちをつくることによって自殺を防ぐことができる。これはすべての分野に関わることであるので、参考にする。
- 先週、議長名で、議会改革推進特別委員会の決議として、一般質問等に対する答弁書の事前配布の依頼があった。しかし、本会議での発言は、議場において成立するものであるし、答弁書を事前に配布すると密室で議会が開かれているのと同じことになる等の理由で、受け入れられない旨回答した。公開したので確認しておくこと。質問は事前に文書で通告しているので答弁書も同様に配布してほしいとのことであるが、そうであれば議会は必要ない。答弁の際に原稿を単に朗読しているかのように思っておられるようだが、原稿はあくまで参考であり、答弁は本会議で発言することによって成立する行為である。その点認識しておくこと。
- 県教育委員会が教員の超過勤務に45時間なり80時間なりの制限を加える方針を示しており、市にも文書が送付されてきた。本来、教員には超過勤務の概念がない。超勤手当の制度はなく、時間と連動しない教職手当で代替されている。根本から制度を変えないと対応できない。現場の声を聞くと、仕事量が非常に多く、先生が不足している状況である。本当の問題が何なのかを直視しないと根本的な解決ができない。他の分野でも同様のことが言えるので、注意して対応すること。

## 2. 報告事項

### ① 委任専決処分の報告について

[所管： 総務部]

平成29年10月23日、西河原地先において発生した、台風による強風を原因とする選挙ポスター掲示場の一部飛散による家屋等の損傷に対し、損害賠償の額を定めるものである。

なお、台風21号を原因とした選挙ポスター掲示場の飛散による被害は合計4件である。今回で3件目の報告であり、残り1件は協議が整い次第報告する。

→本件の内容は以前の全員協議会で報告済であるので、2月度全員協議会では報告しない。

### ② 平成30年第1回野洲市議会定例会提出議案（案）について

[所管： 総務部]

専決処分1件、新年度予算12件、補正予算8件、条例の制定・改廃22件、その他2件、人事案件1件を平成30年第1回野洲市議会定例会に提出する。

### ③ 野洲市債権管理条例に基づき放棄した債権について

[所管： 総務部]

1月23日開催の債権管理審査会において、野洲市債権管理条例第7条に基づき、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る債権101件と水道料金に係る債権20件を生活困窮を理由に、水道料金3件を法人の清算終了を理由に放棄する債権とした。これを同条例第8条に基づき議会に報告する。当該債権については、平成29年度中に債権所管課において不納欠損処理を行う予定である。

→対象人数も併せて報告すること。

#### ④ 土地開発基金の整理について

〔所管： 都市建設部〕

##### ・ 野洲中央線代替地

対象地である市三宅字内外戸2693番は、本市の道路整備事業に伴う代替地として、平成9年10月27日に土地開発基金で先行取得したものであり、平成10年1月14日に2筆（市三宅字内外戸2693番1、市三宅字内外戸2693番2）に分筆した後、それぞれ道路整備事業の代替地として2名（うち1名は共有名義）に売却した。

売却時に土地開発基金で収入済みであったが、先行取得時には当該土地を登記地目「田」として面積406㎡で取得し、売却時には登記地目「宅地」としたことから、小数第2位までの面積406.37㎡で売却されていた。

先行取得時と売却時の面積に差異が生じたことにより、売却額にも差が生じ超過収入となった。本来、超過収入分44,770円は一般会計で収入すべきであるが、処理が出来ておらず土地開発基金に残っている状態となっているので、一般会計に戻し入れるものである。

##### ・ 東祇王井川改修事業

東祇王井川改修については、上流部における洪水の被害を軽減するため実施したものである。平成5年度から12年度にかけて8ヶ年で整備する目標で用地買収を実施した。平成9年度に土地開発基金で18筆の用地を先行取得し、国庫補助金等で基金に戻されている。

しかし、事業に関連して行った残地買収と代替地取得の買収及び土地改良区財産の用悪水路の補償分の買収については、補助対象外として土地開発基金から支出したが、その買収金額（補償費含む）の戻し入れが出来ていないため、2月補正にて19,697,993円を戻し入れるものである。

##### ・ 町道六条工場団地5号支線拡幅事業

町道六条工場団地5号支線は、六条工場団地内に位置し昭和49年に造成された中主町大字六条字寺柿903番1に隣接する道路である。

当該地（字寺柿903番1）の工場建築については、平成9年度に工場建築に係る開発行為許可申請書が提出され、開発協議の許可要件として、工場敷地内に道路側溝を設置するよう指導を行ったことから、道路側溝は工場敷地内に整備された。

平成13年度には、地元より墓地から野洲川氾濫時の殉職碑までの道路整備の要望があり、当時地道であった町道を農地開発計画がある道路へ接道できるよう計画し、当該敷地の地権者に用地の提供について再三交渉を行った。その結果、「用地は協力するが敷地内にある道路側溝及び整備費も含めて買い取ること。」が条件として提示された。当時の中主町は野洲川殉職碑までのアクセス道路用地に必要と判断し、平成14年3月12日に道路側溝の整備費用も含めた7,084,200円で土地売買契約を締結し、平成14年3月29日に土地開発基金から支払ったが戻し入れが出来ていないため、戻し入れるものである。

なお、整備された道路側溝については寄付を受けていない。また、道路整備についても工場の増築工事を検討されていたことや、下水道管理設まで要望され、そこまでの対応は出来ないことから工事は中止に至っている。

##### ・ 市道佃浅田線

市道佃浅田線は、道路改良工事を終えて平成13年度に供用開始しているが、当時、守山市内の県道高野守山線の道路事業により移転を余儀なくされたA工産から計画道路に接道出来るよう要望があり、計画を進めていた。しかし、当時、町が指示した県道大津能登川長浜線の市道横断する橋梁の位置が計画法線よりずれていた事が判明し、法線を変更することとなった。そのことからA社が要望していた接道が出来なくなり、隣接地のB社の土地（233.42㎡）とC社の土地（104.7㎡）2筆を12,864,850円で土地開発基金を活用し購入して乗り入れを確保している状況である。当時の資料も見当たらずこれ以上の調査が困難なことから、今回12,864,850円を土地開発基金へ戻し入れを行い整理するものである。

→大まかな位置図を示すこと。

##### ・ 町道市三宅竹生線道路改良事業

民間開発に伴い、県道守山中主線との接続のため、市道竹生東線（平成18年当時）の交差点改良と県道守山中主線道路改良事業が必要と判断し、堤外民地（共有名義10人）2,373㎡の内7人分の1661.1㎡の買収を土地開発基金で行ったが、残りの3人については代替地を要求され未買収になっている。

これ以上は資料も無く調査が困難なことから、7人分の支払額22,424,850円を土地開発基金へ戻し入れを行い整理するものである。

→開発の経緯について再度整理すること。

##### ・ 野洲川改修事業に係る代替地買収

昭和60年に野洲川改修を目的として、野洲川左岸高水敷き内の民有地【A氏】約12,000㎡を買収する

こととなり進められたものである。A氏から代替地を要求され、守山市と野洲町で代替地を竹生地先で探すことになり、守山市は滋賀県理美容学校（現在廃校）敷地を買収した。野洲町は14筆（所有者8人・面積3410.6㎡）を土地開発基金から14,787,994円で買収した。しかし、時間的な余裕も無く、買収地も点在している状況であり、協議の結果、服部地先に約8,000㎡の土地を確保出来たことからA氏は服部地先に移転された。

このことから野洲町が買収した14筆（8人）は不要になり、契約者に契約解除を申し出たが、契約者2名からの返金はされていない状況である。平成23年9月に返金されていない契約者2名に会い返金の申し入れをした結果、「お金はB社のCに渡した。」とのことであった。B社は破産されておりCも所在不明である。

対抗できる客観的な情報や証拠も無く、当時の資料も無いため、これ以上追跡も困難な状況であることから、契約者2名の土地の買収金額5,236,680円を土地開発基金へ戻し入れ、整理をするものである。

なお、他の6名からは昭和62年から平成元年にかけて9,548,314円は返金されている。

（全体に対する指示等）

→問題点を明確に示すとともに、事実を正確に示すこと。

→これまでの土地開発基金の整理状況（リスト）をまとめておくこと。

→これを機に、普通財産はしっかりと一元管理すること。

#### ⑤ 全員協議会への提出事項について

〔所管： 総務部〕

報告事項6件、会議結果報告3件、連絡事項7件を2月度全員協議会へ報告する。追加等がある場合は連絡願う。

### 3. 協議事項

#### ① 野洲市営住宅長寿命化計画の策定について

〔所管： 都市建設部〕

現在、本市には7団地、17棟、309戸の市営住宅ストックが形成されている。これらのうち昭和40年代に建設したストックは更新時期を迎えており、計画的な修繕・改善により市営住宅の長寿命化を図る住宅を判別し、定期的な点検及び早期の修繕、改善により更新コストの縮減をめざすための中長期的な計画の具体化が重要となっていることから野洲市市営住宅長寿命化計画を策定する。

本計画は、市営住宅ストックの適切なマネジメントを行うべく、適切な点検、修繕、データ管理等を行い、市営住宅等に対する将来的な需要見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定するとともに、長寿命化のための事業実施予定一覧を作成することにより長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進しライフサイクルコスト

（LCC）の縮減等をめざすものである。平成27年度に策定した「第2次野洲市住生活基本計画」に基づき、公営住宅の適正かつ効率的な管理運営の方針を具体化し、計画的に施策展開していく。計画期間は平成30年度から平成40年度までの11年間とする。

→第2次野洲市住生活基本計画で公営住宅の管理戸数を成果指標として挙げているが、使用できない住宅も含まれている。住生活基本計画と長寿命化計画の整合を図る観点で、使用できない住宅は解体した上で別途新築する等の背景を整理しておくこと。

#### ② 野洲市手数料条例の一部を改正する条例について

〔所管： 都市建設部〕

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例の整備を図るものである。

砂利採取法の規定に基づく事務に係る手数料を野洲市手数料条例第2条第9項の別表第9により定めているが、当該改正を受け、砂利の採取計画の認可の申請に対する審査手数料37,700円を33,900円に、同計画の変更の認可の申請に対する審査手数料17,000円を15,000円に改正する。

施行日は平成30年4月1日である。

### 4. その他伝達事項

- ・ 2月18日、市民活動事例報告会を市民活動支援センターホールで開催する。（市民部）
- ・ 2月4日、自殺防止対策・生活困窮者自立支援シンポジウムを開催し、参加者は53名であった。（市民部）
- ・ 湖南4市で進めている重度心身障害者通所施設の整備について、1月19日に、草津市の社会福祉法人等審査会において審査・評価を行っていただいた結果、社会福祉法人びわこ学園が設置運営事業所として問題がないと判断された。本日付で事務局である草津市より同学園へ正式に決定通知が送付され、併せて記者発表される。（健康福祉部）
- ・ 2月4日、第11回淡海の川づくりフォーラムが開催され、家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクトが山紫水明賞を受賞された。（環境経済部）

- ・ 2月3日、駅前自治会と市の共催で、市民病院整備事業等住民懇談会を開催した。自治会からは約50名に参加いただき、他の施策・財政への影響、騒音等に関する様々な意見をいただいた。今後も意見を聴きながら、透明性を保って進めていく。（政策調整部）
- ・ 2月3日、済生会滋賀県病院創立80周年記念式典が開催された。病院長からは、済生会滋賀県病院では急性期、指定管理者として運営する守山市民病院では回復期を担うという形で役割分担をするという話があった。これにより、急性期医療を担う野洲駅前の市民病院の役割が高まる。

5. 次回部長会議の予定

2月13日（火） 8時45分～ 庁議室